

令和3年度

定期監査結果報告書

門真市監査委員

I. 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項による。）

II. 監査の対象部局 【環境水道部】

監査対象の環境水道部の内部組織及び分掌事務は、次のとおりである。

課 名	課内グループ名
環 境 政 策 課	環境政策グループ、指導グループ
クリーンセンター業務課	管理グループ、収集グループ
クリーンセンター施設課	施設グループ、資源化グループ
経 営 総 務 課	なし
工 務 課	建設・管理グループ、配水施設グループ
お客さまセンター	料金グループ、給水・排水グループ
下水道整備課	なし

（環境水道部の分掌事務）

- （1） 環境に係る計画及び調整に関すること。
- （2） 環境の保全及び衛生に関すること。
- （3） 再生資源の利用の促進及び資源保護に関すること。
- （4） 廃棄物の処理及び清掃に関すること。
- （5） 水道事業に関すること。
- （6） 公共下水道事業に関すること。

III. 監査の着眼点

監査にあたっては、令和2年度の歳入歳出予算及び事務事業を対象とした。

その中でも、主に各種事務事業の財務手続きから生じるリスクに着目し、事務の執行が関係法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかについて、監査を実施した。

IV. 監査の主な実施内容

定期監査は、門真市監査基準に基づき実施した。

また、提出された関係資料の点検や担当職員からの説明を聴取し、その他必要な項目等について慎重に監査を行った。

V. 監査の実施場所及び日程

実施場所 門真市役所別館3階 第3会議室

日 程 予備監査 令和3年5月28日から令和3年7月28日まで

本監査日 令和3年8月24日

VI. 各課への質問事項・監査委員の意見

[環境政策課]

問1 広報かどま令和3年2月号に、環境審議会委員及び廃棄物減量等推進審議会委員の募集記事を掲載しているものの、ファイル内に募集結果や開催通知起案等がないが、本件についての経過は。

答 環境審議会は、環境基本計画に関する事項等を調査審議する場合に、廃棄物減量等推進審議会は、一般廃棄物の減量及び適正処理等に関する事項を調査し、審議する場合に開催することになっている。

環境審議会、廃棄物減量等推進審議会ともに会長を含むすべての委員の任期が満了していたため、令和3年度の開催に向け、公募市民委員を募集したものである。

募集結果については、問合せはあったものの、応募には至らなかったため、課内には口頭での報告のみで、文書による報告は行っていなかった。今後は、経緯等が分かるように起案等を行うなど適正な事務処理に努める。

<監査委員の意見>

市の環境保全に関する基本的事項を調査審議するという目的で設置される環境審議会が開催されていない現状は、事務執行が不十分であると言わざるを得ない。

環境の保全や廃棄物の減量等の施策については、継続的な取り組みが求められることから、学識経験者等審議会委員の意見を踏まえた進捗管理を行う等、事務の適正な執行に取り組まれない。

問2 一般廃棄物処理事業実態調査への回答内容が前年度回答と差異がある箇所が多く見受けられるが、その理由は。

答 前年度回答と差異がある箇所が多いことについては、前年度までの回答内容を精査し、これまでの回答をより現実に即したものに変更したこと等によるものである。具体的には今まで事業系一般廃棄物を混合ごみとして一括計上していたものをクリーンセンター施設内でごみの種別ごとに分類するようにしたことにより、ごみ

の量を種別ごとに計上するように改めたことや、浄化センターの閉鎖に伴い、し尿処理方法等を変更したことが挙げられる。

それらの変更により関連する箇所を併せて変更したため、前年度との差異が多くなった。

なお、添付していた根拠資料を修正した際、差し替え漏れがあったたので、今後については、適正に処理を行っていく。

<監査委員の意見>

市から発出する公文書であることから、文書の作成に当たっては正確を期するよう、複数人によるチェックを行う等、体制の見直しを図り、適正な事務執行に努められたい。

問3 エコオフィス推進委員会が開催されていないようだが、その理由は。

答 エコオフィス推進委員会は、地方公共団体の地球温暖化対策に関する計画の総合的な推進やエネルギーの合理化を図るために設置している。事務の引き継ぎ不足もあり、各課から回答のあったデータの集約に時間を要したことや、開催予定時期に他の事務が集中したことにより、結果として開催するには至らなかった。

今後においては、適切な時期に委員会を開催できるように努める。そのうえで、門真市エコオフィス推進委員会規程に「審議事項を持ち回りによる審議に付して、会議の開催に代えることができる」とあることから、持ち回りによる審議の実施も含め、確実に開催する。

<監査委員の意見>

地球温暖化防止対策の総合的な推進を図る委員会であることから、効果的・効率的な施策が実施できるよう取り組みを進められたい。

問4 門真市地球温暖化対策実行計画においては、市営住宅の居所を除く共用部分が温室効果ガス削減の取り組み対象となっているが、大阪府温暖化防止に関する条例に基づく実績報告書では、対象外とした理由は。

答 昨年度、大阪府温暖化防止に関する条例に基づく実績報告書を作成する際に庁内の照会先担当課より市営住宅の取り扱いについて質問を受けたため、大阪府に確認したところ、「住民が使用する電力は対象外である」との回答を受け、市営住宅全体を報告の対象外とした。今回の質問を受け、大阪府に再度確認したところ、「市

営住宅の住民が使用する電力は対象外であるが、供用部分は取り組み対象である」との回答であったため、実績報告書の数値を修正した。また、大阪府へ提出済の報告書についても修正の手続きを現在進めている。

<監査委員の意見>

適正な事務執行に努められたい。

問5 地球温暖化対策の推進に関する法律の施行状況調査に係る起案の専決区分は課長、大阪府温暖化の防止等に関する条例に基づく実績報告書に係る起案の専決区分は部長、エネルギーの使用の合理化等に関する法律及び地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく報告書に係る起案の専決区分は副市長と、起案によって回答・報告に係る専決区分が異なっているが、専決区分の取り扱いはどうなっているか。

また、いずれもエコオフィス推進委員会の審議（報告）事項ではないか。

答 地球温暖化対策の推進に関する法律の施行状況調査は、地方公共団体の実行計画の策定状況等を報告するものであり、大阪府温暖化の防止等に関する条例に基づく実績報告書は、温室効果ガスの排出状況等を報告するものである。また、エネルギーの使用の合理化等に関する法律及び地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく報告書はそれらの内容を包括して作成している。そのため、事務の重要度に応じて、従前よりそれぞれの専決区分としていた。

しかし、いずれもが、エコオフィス推進委員会への報告事項であるという共通の面もあることから、専決区分の統一などについて検討する。

<監査委員の意見>

専決区分の統一等、適正な事務執行に努められたい。

問6 一般廃棄物処理手数料減免申請書の收受や減免決定などの事務手続がされていないが、適正に行われているか。

答 し尿処理手数料については、門真市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例の規定により、減免を行っている。令和2年度については、生活保護法により扶助を受けている者からの申請があり、年度当初に申請があったものについては、適切に事務処理を行っていたが、年度途中での生活保護開始等の減免申請については、申請書を受取り、減免措置は行っていたものの、一部の申請書については、事

務処理が適切でないものがあった。

また、年度当初の申請書については、別のファイルに綴っており、ファイリングが適切ではなかったため、今後においては事務処理及びファイリングを適切に行っていく。

＜監査委員の意見＞

決裁を受けずに減免処理を行う等、事務処理に不備が認められた。ファイリングを含め、適正な事務執行を行われたい。

問7 地域猫活動補助金の交付内容を確認したところ、税抜金額で交付しているもの、税込金額で交付しているもの、診察費の明細書がなくても交付しているもの、耳のV字カット費用について交付しているもの、アドボケートなど同じ処置であっても補助対象としているものと補助対象としていないものがあるなど、さまざま見受けられ、執行基準が曖昧になっているが、同補助金の事務執行基準は。

答 地域猫活動補助金の交付内容において、診察費の明細書がないものについては、地域猫活動団体が申請する補助金の額に、要綱による補助対象である「不妊・去勢手術に直接要する経費」以外の経費は含まれていないとの前提のもとで処理を行っていたが、詳細を確認するため明細書の提出を求めるべきであった。

明細書による補助対象であるか否かの確認については、団体から申請のあった経費のみ審査を行っており、アドボケート（フィラリア・ノミ駆除）などの処置を行ったとしても申請に含まれていない場合は対象経費としておらず、審査するに当たり、治療内容に対する認識が不足していた。

次に、V字カット費用や術後感染予防注射等は、摘出手術に当然に関わるものとして、補助対象としている。

今般、団体からの申請額に消費税相当額及びアドボケート等が含まれていなかったことについては、申請団体と調整し、対応していきたいと考えている。

現在は、明細に記載の項目について、獣医師に処置の内容の確認を行い「不妊・去勢手術に直接要する経費」の対象とするものの一覧を作成し、申請内容の確認を行っている。

今後については、申請時の添付様式や、要綱の表現を検討し関係課と協議の上、事務執行基準を明確に定めていく。

＜監査委員の意見＞

補助対象は、「不妊・去勢手術に直接要する経費」となっており、報告書に明細のわかる領収書の添付を明記しているが、明細がないものに交付されている。

また、事務執行基準が明確に定められていないことから、消費税相当額を含むの

か含まないのか、処置内容が補助対象か補助対象外なのかが不明瞭である。

門真市補助金等交付規則第5条「市長は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査及び実地調査等によりその適否を審査し必要と認めるときは、交付の決定を行う。」とあることから、書類の審査が不十分な交付決定であると認められる。

市民に不信を抱かせる要因ともなることから、公平・公正な執行となるよう、詳細な明細書の提出を求め、提出がない場合もしくは不適正な支出が含まれる場合には返還を求めること、関係課と協議の上、詳細な事務執行基準を定め、市民に公開する等、市民への説明責任を果たし、公費の支出であるという認識を持ち、補助金交付事務の適正な執行を行うよう勧告する。

問8 「石けんを使おう！シャボン玉月間」へ市長メッセージを寄稿することについて、起案をしているが、課長専決でよいのか。また、市長メッセージの内容が前年度と同じであることについては、問題ないか。

答 「石けんを使おう！シャボン玉月間」への市長メッセージを寄稿することについて、起案の決裁を課長専決としたことは、当時の課長の判断によるものであるが、市長メッセージの寄稿であることから、内容を同様とすることの是非を含めて、市長の決裁を受けるべきものであったと認識しており、令和3年度においては、市長の決裁を受けたうえで寄稿している。また、メッセージの内容については、例年同じ内容の活動に対する寄稿文であったことから、前年度と同内容としたものである。

<監査委員の意見>

適正な事務執行に努められたい。

問9 自動車騒音常時監視測定評価業務委託においては、受注者が準備するものの一つとして住宅地図が挙げられているが、成果品一覧に地図は記載されていない。受注者に住宅地図の調達を義務づけた理由は。

答 自動車騒音常時監視測定評価業務委託で受注者が準備する住宅地図については、当課が所有する本業務専用のノート型パソコンで使用する電子地図データを最新版へ更新するためのものであり、成果品一覧への記載漏れであった。

住宅地図の調達を義務づけた理由については、本業務で使用する電子地図は5年ごとに更新しており、令和2年度が更新の年度であったためである。

<監査委員の意見>

適正な事務執行に努められたい。

問10 第二京阪道路騒音交通量等調査業務委託は、一般競争入札により業者を選定し、契約しているが、その契約保証金については、門真市契約及び財産に関する規則第21条第4号を適用し、免除となっている。しかし、この契約保証金の免除規定は、随意契約による場合に適用されるものと思われるが、適用誤りではないか。

答 第二京阪道路騒音交通量等調査業務委託の契約保証金の免除については、一般競争入札により業者選定を行い、契約を行ったことから、門真市契約及び財産に関する規則第21条第4号の適用は誤りであり、契約業者は地方公共団体と過去2箇年の間に同種類の契約を2回締結し履行していることから、第21条第1号を適用し、契約保証金の免除を行うべきものであった。

業務委託契約書による契約保証金の免除規定適用の誤りについては、本業務は既に履行済みであることから、免除規定に誤りがあったことの確認を行い、受注者の同意を得ている。

<監査委員の意見>

適正な事務執行に努められたい。

[クリーンセンター業務課]

問1 クリーンセンター業務課のファイルラベルは、全て手書き又は紙に印刷したものとなっており、ファイル区分や保存年限が一見不明だが、文書管理システムから打ち出すことのできるファイルラベルを使用していない理由は。

答 クリーンセンター業務課の文書の管理、保存、廃棄すべてに関し、当課で実施しているが、ファイルラベルについては、文書管理システムを使用せず、ファイルサーバ内の各ファイル名データをプリントアウトし使用していた。

今後においては、門真市文書管理規程に基づき、適切に対応していく。

<監査委員の意見>

適正な事務執行に努められたい。

[クリーンセンター施設課]

問1 クリーンセンター施設棟清掃業務委託の一般競争入札及び契約の過程並びに契約内容事項の公表において、入札書に「辞退」と記載したケースで、一般競争入札実施要領7の(11)「予定価格又は最低制限価格を設定した入札において、予定価格を上回る価格の入札又は最低制限価格を下回る価格での入札」により、無効となっているが、無効理由は適切か。

答 一般競争入札及び契約の過程並びに契約内容事項の公表において、入札書に「辞退」と記載されていた場合には、備考欄に無効の理由として「告示7(7)による」と記載すべきであったので、入札結果を修正済である。

<監査委員の意見>

適正な事務執行に努められたい。

問2 施設棟受配電室管理業務委託及びペットボトル類有価物売却について、契約書に収入印紙が貼られていないが、不要か。

答 施設棟受配電室管理業務委託にかかる契約書については、本業務委託は保安業務であり、不適合箇所が見つかったとしてもそれを解消する行為をしないため「仕事の完成」に当てはまらないことから印紙税法第2条の別表第1の第2号「請負に関する契約書」に該当しないこと、及び「請負の取引に関する契約」でないため同法施行令第26条の要件を満たさず、同別表第1の第7号「継続的取引の基本となる契約書」には該当しないことから、不課税文書となり、収入印紙の貼付けは不要である。

また、ペットボトル類有価物売却にかかる契約書についても、地方公共団体は「営業者」にはなり得ず「営業者の間における契約」でないため同法施行令第26条の要件を満たさず、第7号「継続的取引の基本となる契約書」には該当しないことから、不課税文書となり、収入印紙の貼付けは不要である。

<監査委員の意見>

引き続き、適正な事務執行に努められたい。

問3 消防設備等保守点検委託において、不良箇所と指摘された点があるが、今後の対応をどのように検討されているか。

答 不良箇所と指摘された排煙設備については、早急に修繕を行う予定としており、誘導灯については修繕済である。

＜監査委員の意見＞

適正な事務執行に努められたい。

[経営総務課]

問1 P P C用紙購入の単価契約書と、うがい器管理業務委託契約書に収入印紙が貼られていないが、不要か。

答 P P C用紙購入の単価契約については、売買契約にあたるため、印紙税の課税文書に該当せず、収入印紙の貼り付けが不要である。

うがい器管理業務委託契約については、今回の指摘を受けて改めて税務署に確認したところ、当該契約書第3条(8)「うがい器の通常使用による故障の修理及び部品の交換」が印紙税法第2条の別表第1の2号文書「請負に関する契約書」に該当することから、収入印紙の貼り付けについて、受注者に適切な対応をされるよう協議を行った。

＜監査委員の意見＞

契約とは、私法上において、当事者間による合意によって、当事者間に法律上の権利義務を生じさせるものとされている。

印紙貼り付けが正当に行われていない契約書を受理した場合、国税の納付漏れを市が容認しているとも受け取れることから、契約書等が課税文書に該当するかについては所轄税務署に確認するなど、適正な事務執行に努められたい。

問2 門真市泉町浄水場内庁舎空調機器保守点検業務において、契約締結起案と契約書で契約の相手方が異なっている理由は。

答 起案文書と契約書で契約の相手方が異なっていることについて、まず、相手方の変更経過であるが、令和2年4月17日付けで「一般競争（指名競争）入札参加資格申請書変更届」を受付けており、その変更内容としては、令和2年4月1日付で

受任者の名称等が変更されたものとなる。

次に、契約までの事務手続きであるが、起案文書では、年度当初に変更前の受任者名称で事務処理をしていたが、契約書を作成する段階において、変更後の受任者名称により記名捺印をもらったうえで、契約を締結しているため、相違が生じたものがある。

<監査委員の意見>

変更経過がわかるよう、契約締結起案に一般競争（指名競争）入札参加資格申請書変更届」の写しを添付するなど、適正な事務執行に努められたい。

問3 泉町浄水場内清掃業務について、令和2年4月21日付け総務課長通知「清掃業務委託及び警備業務委託等に関する注意事項」のとおり、労働者の業務時間及び配置人数を拘束するような表現について訂正例が示されたところであるが、契約後、同業務の仕様書内容について、どのように対応したか。

答 本業務の仕様書においては、業務時間を午前7時から午後4時の時間内と定めており、人数についての記載はしていない。

業務体制については、2名以上の作業員を午前と午後に区分して1名配置の交替勤務とし、仕様書に定められた業務時間内で清掃作業を行っており、適切に対応している。

なお、入札に係る質問・回答において、業務時間内常駐になるような回答となっていた。

常時連絡を取れる体制を意図としていたが、結果として適切な回答ではなく、今後、回答作成において、チェック体制の強化を行う。

<監査委員の意見>

入札に係る質問・回答が適切になされていない場合、入札額積算に影響があることや公正な入札にならない恐れがあることから、適正な事務執行に努められたい。

問4 企業会計の公金を預けている金融機関が破綻した場合、ペイオフによって、元本1000万円とその利息しか保護されないが、他市で策定されているペイオフ公金保護方針のようなものは本市でも策定されているか。また、ペイオフリスクの対応策として、取り組んでいることはあるか。

答 資金の管理・運用については、「門真市資金保管・運用方針」及び「門真市水道事業会計資金管理及び運用に関する取扱要領」に則り、管理運用を行っている。

普通預金については、指定金融機関に全額預け入れを行っている。

また、定期預金については、資金を安全かつ有利に管理運用を行うため、安全性と流動性の確保を勘案しつつ、年間の収支状況の見通しを踏まえたうえで、預金期間を短期的に3か月から6か月として、複数の金融機関に分散することにより、リスク対応を行っている。

<監査委員の意見>

適正な事務執行に努められたい。

[工務課]

問1 上馬伏配水場次垂注入点における漏水修繕においては、紫外線硬化型FRPシートを貼り付け、修繕できる業者は1者しかいないことを理由に、随意契約している。しかし、紫外線硬化型FRPシートによる修繕を施行できる業者は他にもあるようだが、随意契約の相手方を選定した理由は。

答 当該業務の修繕箇所は、上馬伏配水場内のポンプ棟内に設置されている水道管であり、市内へ水道水を供給するために、断水による修繕作業ができない。

また、水道水の安全性を確保するため、水道施設に使われる材料には様々な規格が決められており、修繕箇所においては、修繕材料と水道水が接触することから、修繕材料の成分が浸出しないように、浸出性能を満たす材料で修繕する必要がある。

このような状況から、断水をせずに水道管の修繕が可能であり、かつ、浸出性能の規格を満たす修繕工法は、今回採用した「ウルトラパッチ工法」以外に確認できていない。

本工法による修繕は、1者しかできない工法であり、緊急を要する修繕であったことが選定理由となっている。

<監査委員の意見>

適正な事務執行に努められたい。

[お客さまセンター]

問1 水道料金等コンビニ収納代行業務とコンビニ等収納代行業務との契約の違いは。

また、水道料金等コンビニ収納代行業務と比較して、コンビニ等収納代行業務の基本手数料等が上がっているが、業者を変更した理由は。

答 従前の「水道料金等コンビニ収納代行業務」では、コンビニ収納代行業務のみであった契約内容について、現行の「コンビニ等収納代行業務」では、コンビニ収納代行業務にスマホ決済業務を加えたものである。

契約に当たっては、公募型見積合わせを行った結果、現在の業者となったものであり、現行の基本料金は、上がっているが、手数料については、前回契約時が、手数料56円、電算処理料3円の計59円となり、現在の手数料（電算処理料込）が58円であるので、現在のほうが低価格であり、年間の件数を見込んで計算した場合、現契約のほうが低額となる。

<監査委員の意見>

引き続き、適正な事務執行に努められたい。

[下水道整備課]

問1 公共下水道第1工事については、積算内容の誤りを理由に入札会を中止しているものの、積算変更理由がわかる資料が添付されていないが、積算変更理由と本件の経過は。

また、工事設計書チェックリストについては、文書番号126の当初起案には添付されていないが、文書番号176の変更起案には添付されている。同チェックリストは、どのようなときに添付し、活用しているのか。

答 まず、積算の変更理由については、設計書の一部において、昼間作業の工程に夜間作業の単価が誤って含まれていたことから、昼間作業の単価に修正したものである。次に、経過については、本工事の入札の告示後、業者からの質問により前述の誤りが判明したため、入札を中止したものである。その後、修正した設計書において再度入札を実施している。なお、理由のわかる資料については、「公共下水道第1工事【契約】」ファイルに保管していたが、文書の性質上「公共下水道第1工事【施工】」のファイルに保管しておくことが適切であったと認識している。

チェックリストについては、下水道整備課独自に作成しているものであり、工事などの発注の際に、設計内容に誤りがないか確認するために使用している。また、起案への添付については、通常行っているものであるが、本件については失念していたものである。

<監査委員の意見>

適正な事務執行に努められたい。

VII. 監査の結果（総括）

監査の結果、歳入歳出予算及び事務事業は概ね適正に執行されていると認められた。

しかし、事務処理については、起案文書における決裁漏れや合議漏れ、決裁日・施行日の鉛筆書き、申請書等の日付漏れなどが散見されるとともに、補助金交付事務の不備、収入印紙貼り付けに対する認識誤りなど改善・修正を要する事項が見受けられた。

当監査で指摘した事項は、監査対象部局だけの問題ではないことから、市全体で共有し、適切な事務処理及び持続可能で効率的・効果的な行財政運営の実現に向け、取り組まれたい。

なお、地方自治法第199条第11項に基づく勧告を行った事項については、同条第15項の規定に基づき、必要な措置を講じ、当該措置の内容を通知されたい。